

2001年10月1日 施行
2002年12月18日 改定
2003年4月1日 改定
2003年6月20日 改定
2003年12月19日 改定
2004年12月17日 改定
2005年12月22日 改定
2006年12月22日 改定
2008年12月19日 改定
2009年1月5日 改定
2009年12月18日 改定
2013年7月1日 改定
2013年12月20日 改定
2016年12月16日 改定
2018年12月21日 改定
2022年12月16日 改定

定 款

株式会社エスケーエレクトロニクス

株式会社エスケーエレクトロニクス定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社エスケーエレクトロニクスと称し、英文では、SK-
Electronics CO.,LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気機器用部品、電子機器用部品、精密機器用部品の製造および販売
- (2) 電気機器、電子機器、精密機器の製造および販売
- (3) 医薬品、医療用具、医療用材料、医療機器および同部品の製造および販売
- (4) 高精細画像の写真原版の設計、製造および販売
- (5) プリント基板の設計、製造および販売
- (6) 電子回路の設計、開発、製造および販売
- (7) 半導体の企画、開発、製造および販売
- (8) ソフトウェア業
- (9) 精密写真製版の設計、製造および販売
- (10) 第 1 号より第 9 号に掲げる物品の輸出入
- (11) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告することができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、32,760,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第 9 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取り扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

(招集の時期)

第 13 条 当社の定時株主総会は毎年12月に招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

- 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

- 第19条 当社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内、監査等委員である取締役5名以内を置く。

(選任)

- 第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)

第22条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会)

第24条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会において定める取締役会規則による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役との責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会)

第 29 条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 31 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 32 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

1. 2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。

2. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。